

## 知的財産案件審理法重要改正条文 (3) (専利法及び商標法改正草案に合わせた改正/紛争解決機能の強化)

知的財産案件審理法の最新改正条文が 2023 年 2 月 15 日、総統により公布され、同年 8 月 30 日に施行された。今回の全面的な改正は、40 条が新設、41 条が改正され、改正前の法令と比べ、規範の内容が更に重厚になっている。

三回目、最終稿となる本稿では、**専利法（特許、意匠、実用新案法）<sup>1</sup>及び商標法改正草案に合わせた新設規定及び紛争解決機能の強化**などの重要改正条文を以下に紹介する。

### ○専利法及び商標法改正草案に合わせた改正

(赤字は改正部分)

条項	改正法	改正前内容
	2023 年 2 月 15 日	2021 年 12 月 8 日
第 70 条	<p>商標登録の取消し・廃止又は専利権の取消しに関する行政訴訟において、当事者が口頭弁論の終結前に、同一の取消し又は廃止の理由について新たな証拠を提出した場合、知的財産裁判所は、なおこれを斟酌しなければならない。(第 1 項)</p> <p>知的財産責任担当機関は、前項の新たな証拠について答弁書を提出し、当該証拠に関する相手方の主張に理由があるかどうかについて表明しなければならない。(第 2 項)</p>	<p><b>第 33 条 (条番号変更)</b></p> <p>商標登録の取消し・廃止又は専利権の取消しに関する行政訴訟において、当事者が口頭弁論の終結前に、同一の取消し又は廃止の理由について新たな証拠を提出した場合、知的財産<b>及び商業</b>裁判所は、なおこれを斟酌しなければならない。(第 1 項)</p> <p>知的財産責任担当機関は、前項の新たな証拠について答弁書を提出し、当該証拠に関する相手方の主張に理由があるかどうかについて表明しなければならない。(第 2 項)</p>

### ○紛争解決機能の強化

#### (1) 裁判所と知的財産責任機関における交流制度の確立

(赤字は改正部分)

条項	改正法	改正前内容
	2023 年 2 月 15 日	2021 年 12 月 8 日
第 42 条	<p><b>前条第 1 項の場合について、裁判所は、直ちに知的財産責任担当機関に通知しなければならない。訴訟手続の終結の時においても、同様と</b></p>	<p><b>(新設)</b></p>

<sup>1</sup> 台湾の「専利法」に基づき、「専利」は、特許（中国語：「發明專利」）、実用新案（中国語：「新型專利」）、意匠（中国語：「設計專利」）三つの種類に区分されている。つまり、台湾における「専利権」は三つの権利の総称であり、日本の「特許権」よりも広い意味で使われているので、本文では特別に「専利権」という用語を用いて解説する。

本 **Newsletter** は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>する。(第1項)</p> <p>知的財産責任担当機関は、前項の通知を受けたとき、直ちに当該知的財産権申請案件の取消し又は廃止の受理をしたかどうかを裁判所に通知しなければならない。知的財産責任担当機関がすでに行政処分を作成し、又は申請者に取り下げられた場合も、同様とする。(第2項)</p> <p>裁判所は、前項の通知を受けた後、当事者の申立てにより、知的財産責任担当機関に対して、当該申請案件の書類の写し又は電子ファイルを取得することができる。(第3項)</p> <p>知的財産責任担当機関は、第1項の通知を受けたとき、裁判所に対し、知的財産権の取消し又は廃止を判断するための必要な書類の写し又は電子ファイルの提供を書簡で依頼することができる。(第4項)</p>	
<p>第44条</p>	<p>裁判所は、第41条第1項に基づく当事者の主張若しくは抗弁に理由があるかどうか、又は前条第4項において専利権請求の範囲の訂正の適法性を判断するために、必要があるときは、関連する法令又はその他の必要事項について、知的財産責任担当機関に意見を求めることができる。(第1項)</p> <p>知的財産責任担当機関は、前項の諮問について、又は意見を陳述する必要があると認めた上で、裁判所が適当であると認めた場合、書面で又は特定の者を指定して裁判所に対し意見を陳述することができる。(第2項)</p> <p>知的財産責任担当機関が前項規定に基づき陳述した意見に対して、裁判所は、当事者に弁論の機会を与えた後に限り、はじめて裁判の基礎とすることができる。(第3項)</p>	<p>第17条 (条番号変更)</p> <p>裁判所は、前条第1項に基づく当事者の主張又は抗弁を判断するために、必要があるときは、決定で、知的財産責任担当機関に訴訟の参加を命ずることができる。(第1項)</p> <p>知的財産責任担当機関が前項の規定に基づき訴訟に参加する際は、前条第1項による主張又は抗弁の理由の有無に係る場合に限り、民事訴訟法第61条の規定を適用する。(第2項)</p> <p>民事訴訟法第63条第1項前段、第64条の規定は、知的財産責任担当機関が訴訟に参加するときについては、適用しない。(第3条)</p> <p>知的財産責任担当機関が訴訟に参加した後、当事者が前条第1項の主張又は抗弁について既に争いがない場合、裁判所は、参加を命じた決定を取り消すことができる。(第4条)</p>

(2) 訴訟参加の拡大

(赤字は改正部分)

条	改正法	改正前内容
項	2023年2月15日	2021年12月8日

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

<p>第45条</p>	<p>知的財産権益について専用実施権を設定した場合、権利者、営業秘密の所有者又は専用実施権者の一方に、当該専用実施権の権益について、第三者と民事訴訟が生じたとき、口頭弁論が終結する前の相当の時期に、訴訟事件及びその進行程度を他方に告知しなければならない。訴訟告知を受けた者は、更に訴訟告知をすることができる。(第1項)</p> <p>訴訟告知は、理由及び訴訟の進行程度を明らかにした書面を裁判所に提出してしなければならない。裁判所は、(この書面を)前項の他方(被告知者)及び訴訟の相手方に送達する。(第2項)</p> <p>通知を受けた者が参加せず、又は参加の時機が過ぎた場合、参加することができた時に訴訟参加をしたものとみなす。(第3項)</p>	<p>(新設)</p>
<p>第66条</p>	<p>第29条第1項、第36条から第40条、第41条第1項及び第53条の規定は、第54条第1項及び第2項の案件又はその附帯私訴を審理するときについて準用する。(第1項)</p> <p>第49条の規定は、商標法違反の案件において提起される附帯私訴を審理するときについて準用する。(第2項)</p> <p>第54条第1項及び第2項の案件には、被害者の訴訟参加に関する刑事訴訟法の規定を準用する。(第3項)</p>	<p>第30条 (条番号変更)</p> <p>第8条第1項、第11条から第15条、第16条第1項の規定は、第23条の案件又はその附帯私訴を審理するときについて準用する。</p>

(3) 管轄裁判所の明確化

(赤字は改正部分)

条項	改正法 2023年2月15日	改正前内容 2021年12月8日
<p>第9条</p>	<p>知的財産及び商業裁判所組織法第3条第1号、第4号に規定する第1審の民事事件は、知的財産裁判所の専属管轄とし、訴えの追加的変更又はその他の変更による影響を受けないものとする。ただし、民事訴訟法第24条、第25条に定める状況があるときは、当該裁判所も管轄権を有する。(第1項)</p> <p>前項にいう民事事件の全部又は一部が、労働事件法第2条第1項に規定する労働事件に関わる場合、知的財産裁判所が管轄しなければならない</p>	<p>第7条 (条番号変更)</p> <p>知的財産及び商業裁判所組織法第3条第1号、第4号に規定する民事事件は、知的財産及び商業裁判所の管轄とする。</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

<p>い。(第2項)</p> <p>知的財産裁判所が前項の民事事件を審理するとき、この法律の規定に基づくものとする。この法律に規定がない場合は、労働事件法の規定を適用する。ただし、労働事件法第4条第1項及び第2章の規定は、適用しない。(第3項)</p> <p>第1項の民事事件の全部又は一部が商業事件審理法第2条第2項に規定する商業訴訟事件に関わる場合、知的財産裁判所は、申立てにより又は職権で、決定で、商業裁判所の審理に移送しなければならない。(第4項)</p> <p>知的財産裁判所は、前項の決定を行う前に、当事者に意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、裁判所が相当でないと認めるときは、この限りでない。(第5項)</p> <p>第4項の申立てが却下された場合、不服を申し立てることができない。(第6項)</p> <p>商業裁判所が審理する第4項の民事事件は、商業事件審理法の規定に基づく。商業事件審理法に規定がない場合は、この法律の規定を適用する。(第7項)</p>	
--	--

(4) 集中審理

(赤字は改正部分)

条項	新設内容
	2023年2月15日
第18条	<p>裁判所は、第10条第1項第1号から第3号、第5号の事件を審理する場合、又はその他の事件が複雑である場合、若しくは必要がある場合は、当事者と審理の計画を協議しなければならない。(第1項)</p> <p>前項の審理の計画については、次に掲げる事項を定め、明確に記録しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 争点の整理を行う期日又は期間</li> <li>2. 証拠調べの方法、順序及び期日又は期間 (第2項)</li> </ol> <p>第1項の審理の計画については、次に掲げる事項を定め、明確に記録することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 特定の争点についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間</li> <li>2. 訴訟手続の進行を計画する必要があるその他の事項の期日又は期間 (第3項)</li> </ol> <p>前2項に基づき協議した審理計画事項は、訴訟の進行状況又はその他の状況により、必要があると認めるとき、裁判所は、当事者と変更を協議して、明確に記録することができる。(第4項)</p> <p>当事者が合意した審理計画又は変更した審理計画の事項を書面で裁判所に明確に説明し、裁判所がこれにより制定又は変更をした場合は、当事者に告知し、又は次の期日において明確に記録しなければならない。(第5項)</p> <p>裁判所が審理の計画に基づき訴訟手続を進行するとき、必要に応じ、裁判長は、当事者の意</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

見を聞いて、別段に特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間を定めることができる。(第6項)

当事者が第3項第1号又は前項の期間に後れて提出した攻撃又は防御の方法については、裁判所は、却下することができる。ただし、当事者が訴訟を遅滞させないことを釈明し、又は当事者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。(第7項)

前項の場合を除き、当事者が審理計画の事項に違反した場合、裁判所は、申立てにより又は職権で、当事者に対して、書面でその理由を説明することを命ずることができる。説明をしない場合には、裁判所は、判決をするに当たり、弁論の全趣旨に基づきしん酌することができる。(第8項)



本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。